

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七 年 五 月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
くまさん脳クリニック	広島市南区東雲本町二丁目四―二二	令和 七・ 六・ 一
ゆうひ内科循環器クリニック	広島市西区三篠町三丁目二―ハレジデンス三篠一F	〃
安佐南おなかの内科・内視鏡クリニック	広島市安佐南区緑井五―二九―一―SUZUKIビル三階	〃
みはらこどもクリニック	三原市宮沖五丁目五番三号	〃
はつかいちこども心身発達クリニック	廿日市市平良山手一―一番四七号	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によって、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七 年 五 月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新本クリニック整形外科	広島市東区牛田本町六丁目一番二七号 五階	令和 七・五・一
ふじた消化器内科クリニック	広島市安佐南区中筋四丁目一三一一五	〃
しらさぎ診療所	広島市佐伯区楽々園二丁目一番三四号しらさぎビル一階	〃
こころのクリニックひまわり	安芸郡海田町窪町一番二三号JR海田市駅NKビル一F	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年五月二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

							おごろち歯科・矯正歯科	クリスタル歯科クリニック	名 称
							広島市安佐南区高取北一丁目四番二五―一号	広島市東区牛田東二丁目一二番三六号	所 在 地
							//	令和七・五・一	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年五月二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第一項の規定によつて、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年五月二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]